

特定生産緑地(習志野市)の指定

習志野市告示第223号

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の2第1項の規定に基づき指定した特定生産緑地を同条第4項の規定に基づき、次のように告示する。

令和4年8月22日

習志野市長 宮本泰介

【指定一覧】

番号	生産緑地番号	位置	特定生産緑地の面積	指定期限日
1	51-3号鷺沼台第11生産緑地地区	習志野市鷺沼台3丁目地内	約0.07ha	令和14年(2032年) 11月24日
2	53号鷺沼台第3生産緑地地区	習志野市鷺沼台4丁目地内	約0.19ha	
3	97号実籾第4生産緑地地区	習志野市実籾3丁目地内	約0.06ha	

「位置及び区域は指定図表示のとおり」





